

平成29年11月善通寺市農業委員会次第

日時：平成29年11月21日

場所：善通寺市農業振興センター会議室

1. 開 会

2. 会 長 あ い さ つ

3. 議 事 録 署 名 人 指 名

4. 議 案

議案第1号 農地法第18条第6項貸借解約通知確認の報告について

議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第5号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案（権利の移転）について

5. そ の 他

次回開催 12月21日（木）15時30分～

現地調査 同 日 14時～

農業相談 同 日 10時～

6. 閉 会

平成29年11月農業委員会総会（定例会）議事録

1. 日 時 平成29年11月21日（火）13時30分
2. 場 所 善通寺市農業振興センター2階会議室
3. 出席委員 1 宮崎勇委員, 2 川田治弘委員, 3 原巧委員, 4 三原正子委員,
5 松本健委員, 6 立石泰夫会長, 7 藪内實委員, 9 堀家重孝委員,
10 近藤剛司委員, 11 大前純一委員, 12 瀬川治会長職務代理者,
13 穂山信雄委員,
4. 遅刻委員 なし
5. 欠席委員 8 南光紀夫委員
14 森江正男委員
6. 傍聴人 なし
7. 事務局 局長 平田 和明, 係長 小林 正季
8. 議案等 議案第1号 農地法第18条第6項賃貸借解約通知確認の報告について
議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第5号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案(権利の移転)
について

9. 議 事

局 長 皆様こんにちは。定刻になりましたので、ただいまより平成29年11月の農業委員会総会、定例会を始めさせていただきます。それでは、始めに立石会長よりご挨拶を申し上げます。立石会長、よろしくお願ひします。

会 長

それでは改めましてこんにちは。一旦天気も落ち着いておりますが、明日は昼から雨が降るとの予報も出ておまして、皆さん麦まき等の作業で大変だろうとは思いますが、天候の良い合間に農作業を頑張っていたきたいと思ひます。それでは、早速ですが今月の定例会を始めたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

それでは座って議事を進めさせていただきます。まず、本日の議事録署名

人には、議席第10番の近藤委員さんと、第11番の大前委員さんの両名、
よろしくお願い申し上げます。それでは、早速ですが、議案の審議に入り
たいと思います。議案第1号の農地法第18条第6項の規定による賃貸借
解約通知確認の報告についてを、議題といたします。事務局より説明をお
願ひいたします。

局 長

はい。それでは、議案第1号、農地法第18条第6項の規定による賃貸借
解約通知確認の報告について、議案書の1ページで、○件の案件でござい
ます。座って説明させていただきます。

貸人、○○○○様、借人、○○○○様、賃借権の合意による解約の案件で
ございます。本件の借人である○氏は、○反程度の農地を所有しており
まして、借入地である本申請地の○筆とあわせて農地を経営しております。
貸人の○氏本人は現在公務員であります、家族○人で農業を営んでお
りまして、○町を越える農地を所有しております。合意解約に至った経緯
であります、借人である○氏は年齢が○歳で妻と息子がおります、
加齢に伴い今後は、自分たちが所有する農地を管理していただくだけでも大変
になっていくことから、将来のことを考え、借人の労力不足を理由に、双
方の合意による解約を行うものであります。本件は、○○○町字○○○○
○○番○、田、○○○㎡、同所○○○○番○、田、○○㎡、同所○○○○
番、田、○○○㎡の合計○○○㎡について残存小作権の解約を行うもので
あり、離作補償はありません。なお、解約後は貸人が自作して当該農地を
管理していくとのことであり、本件は、提出書類に不備もなく、何も問題
はないと考えております。

今月は以上の○件の通知がありました。解約した筆数ですが、田が○筆、
面積○○○㎡となっております。以上、農地法第18条第6項に基づく解
約通知報告とさせていただきます。

会 長

はい、ありがとうございました。ただいま事務局より説明がありました議
案第1号、農地法第18条第6項の規定による賃貸借解約通知確認の報告
について、皆様方のほうから何かご意見、ご質問ございましたら、承りた

と思います。いかがでございましょうか。

(全委員意見，質問なし)

会 長

ご質問がないようですので，第1号議案に関しましては，通知のとおり受理することといたします。続きまして議案第2号，農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを，議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

局 長

はい。それでは，議案第2号，農地法第3条第1項の規定による許可申請について，議案書の2ページで，〇件の案件でございます。

譲渡人，〇〇〇〇様，譲受人，〇〇〇〇様，所有権移転売買の案件でございます。本件は後にお諮りいただく議案第〇号の番号〇と関係しております。本件の譲渡人である〇〇氏と譲受人である〇〇氏は親戚の関係であります。譲渡人である〇〇氏は，現在〇〇〇に住んでおりまして，本申請地は平成〇〇年〇〇月に相続により取得しております。譲渡人は本市にいくつもの農地を所有しておりますが，所有農地の半分くらいを近隣の人に貸し付けておりまして，今回の申請地についても，この〇〇月まで譲受人の父である〇〇〇〇氏と農業経営基盤強化促進法に基づく使用貸借権を設定して管理をしてもらっていた農地であります。一方譲受人である〇〇氏は，本市内で所有地と借入地をあわせて約〇〇〇〇〇㎡の農地を経営している大規模農家であります。譲受人の〇〇氏にとって本申請地は自身の住居に隣接していることから，耕作の便がよく，経営規模を拡大したいという〇〇氏と本市内で農業を営むのが困難な〇〇氏との間で話がまとまったことから，今般申請に及んだものであります。本申請は〇〇〇町字〇〇〇〇〇〇番，田，〇〇〇〇㎡について所有権移転売買を行うものであります。譲受人の経営農地はすべてきれいに耕作されており，経営農地面積は〇〇〇〇㎡と下限面積要件を満たしており，農地法第3条第2項の各号に該当しないため，特に問題は無いと考えます。なお，本申請地は，農業振興地域内の第〇種農地であり，本申請地取得後は野菜を作付けする予定であるとのことです。

今月は以上でございまして、登記地目は、田が〇筆、〇〇〇〇㎡の案件で
あります。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

会 長

ありがとうございました。それでは、ただ今、事務局より説明がありまし
た、農地法第3条第1項の規定による許可申請につきまして、皆様方のほ
うから、何かご意見、ご質問はございませんか。

(全委員意見、質問なし)

会 長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第2号農地法第
3条第1項の規定による許可申請につきましては、原案のとおり決定をい
たします。続きまして、議案第3号、農地法第4条第1項の許可申請につ
いて議題といたします。事務局より説明をお願いします。

局 長

それでは議案第3号、農地法第4条第1項の許可申請について、議案書の
3ページの案件で〇件の案件でございます。

申請者、〇〇〇〇様、農業用倉庫で無断転用の案件でございます。本件は
先にお諮りいただきました議案第2号の番号〇に関連しております。本年
〇月に先ほどの案件につきまして、申請の相談があった際、申請人の属す
る農家台帳に登録されている所有農地を調査したところ、本申請地が無断
転用であったことがわかりましたため、是正するよう窓口にて指導したと
ころその準備が整いましたため、今般申請に及んだものであります。無断
転用に至った経緯であります。申請人である〇〇氏は妻と息子夫婦等の
〇人で農業に従事しており、借入農地を含めれば〇〇〇〇〇㎡の経営面積
を持つ大規模な農家であり、主にタマネギを中心に農業を営んでおりま
すが、農機具置場や集荷作業場が手狭になったため、平成〇〇年に農業用倉
庫を建築したのですが、農地法を熟知していなかったため、その際に行わ
なければならない転用申請を失念したことから、無断転用に至ったとのこ

とであります。本申請は、〇〇〇町字〇〇〇〇〇〇番、登記地目が田、現況地目が宅地である〇〇〇㎡について、農業用倉庫1棟〇階建〇〇〇〇〇〇㎡について、無断転用を是正するものであります。なお、本申請地は農業振興地域内の第〇種農地であり、原則として第〇種農地は許可が認められないものであります。本申請における目的物が、第〇種農地でも許可が認められる県の許可基準の例外にあたる農業用施設であり、本年〇〇月〇〇日に農業振興地域整備計画の変更承認を受けていることや、始末書にて反省の念を示していることから、許可もやむを得ないと考えております。以上〇件、登記地目は、田が〇筆の〇〇〇㎡の案件であり、県知事へは、許可が相当との意見書を添えて進達したいと考えておりますので、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

会 長

ありがとうございます。ただ今、事務局より説明のありました案件について、地元の農業委員さんのご意見をお伺いしたいと思います。〇〇〇町です。〇〇〇地区にお住まいの委員さんより意見をお聞きします。よろしくお願ひします。

三原委員

はい。〇〇さんの所はタマネギの種取りのための作付けをしております。この倉庫はだいぶ前に建てられており、私としましては、その時点で当然に転用の手続きをしているものと思っておりましたが、事情をお聞きするとそれができていなかったということがわかりました。別段、周りの農地に迷惑をかけていることもなく、特に問題は無いと思っておりますので、よろしくご審議お願ひします。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということ。それでは、皆様方のほうから何かご意見、ご質問などはございますでしょうか。

(全委員質問無し)

会 長

ご質問がないようですので、採決に入ります。賛成の方は挙手をお願いし

ある〇〇〇㎡のうち〇〇〇㎡について、仮設事務所となるユニットハウス
〇棟平屋建〇〇〇〇㎡及び仮設トイレ〇基〇〇〇〇㎡の建築、及び工事用
車両の駐車場にすること目的として、一時転用申請するものであります。
なお一時転用期間は平成〇〇年〇月〇〇日までとなっており、期間満了後
は原状回復して賃貸人に返還することとなっており、本転用にあたり隣接
農地関係者との調整を了しており、提出書類に不備もないことから、特に
問題は無いと考えます。なお、本申請地は農業振興地域内の第〇種農地で
あります。

以上〇件、登記地目は、田が〇筆の〇〇〇㎡の案件であり、県知事へは、
許可が相当との意見書を添えて進達したいと考えておりますので、よろし
くご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

会 長

はい。ただ今、事務局より説明のありました案件について、それでは、順
次、地元の農業委員さんのご意見をお伺いしたいと思います。

番号〇番ですが〇〇〇町〇丁目で〇〇地区ですので、私も関係しているの
ですが、議事進行をしている関係上、松本委員さんにご意見をお聞きした
いと思いますので、よろしくお願ひします。

松本委員

先日、推進委員の方も含めて4名で現地調査を実施しました。特段問題無
いことを全員一致して確認いたしました。よろしくお願ひします。

会 長

ありがとうございました。次に〇番ですが〇〇地区でありますので、穠山
委員さん、よろしくお願ひします。

穠山委員

はい。先日、現地確認について関係者及び近隣の方に意見をお伺いしまし
たが、問題があるとの意見はありませんでした。よろしくお願ひします。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題な
いとのことでございます。

会 長

それでは、皆様方のほうから何かご意見、ご質問などはございますでしょうか。

穂山委員

○番の件ですが、転用をする際は申請がいますが、元に戻す場合は申請がいらないとお聞きしたのですが、手続きは何もしなくて良いのでしょうか。一旦、転用して元に戻すときも何かいるような気がするのですが、どんなのでしょうか。

局 長

それは誰が言っていたのですか。

穂山委員

近隣の関係者の人が言っていたように思います。

局 長

即答できなくて申し訳ありませんが、また確認しまして、後日ご連絡させていただくということで、よろしいでしょうか。

穂山委員

それで結構です。

会 長

他に何かありますか。

(質問・意見無し)

会 長

それでは、採決に入りたいと思います。第4号議案号、農地法第5条第1項の許可申請について、賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第4号、農地法第5条第1項の許可申請につきましては、原案のとおり決定をいたします。続きまして、議案第5号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案(権利の移転)集積計画についてを、議題といたします。事務局より、説明をお願いいたします。

局 長

はい。それでは、議案第5号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案（権利の移転）についてご説明申し上げます。本案の権利移転の内容であります。今回、権利移転の対象になった農地〇〇筆について、これらをすべて〇〇〇〇〇〇〇が通年で借り受けて、耕作していくというものであります。これまでは、平成〇〇年〇〇月〇日認可広告済の計画にあるとおり、水稲の期間に関してはそれぞれの借人が水稲を作付けして農地を管理し、裏作期間に〇〇〇〇〇〇が麦を作付けして農地の管理をしておりました。当時通年での利用計画を設定しなかった理由ですが、法人である〇〇〇〇〇〇の立ち上げの際、最初の2、3年は麦だけを作付けして様子を見て、法人経営が軌道に乗ってから、水稲の期間も法人に移行していく予定であったことによるものであります。今般法人の経営も軌道に乗り、順調であることから、〇名の内〇名が水稲も法人に作付けを集積することで話がまとまったため、今回の権利移転に及んだものであります。

会 長

ありがとうございました。それでは、議案第5号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案（権利の移転）について、何かご意見、ご質問はありませんか。

（全委員意見、質問なし）

会 長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

（全委員挙手）

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第5号につきましては、原案のとおり決定をいたします。以上で本日の議案審議については、全て終了いたしました。せっかくの機会ですので皆様方のほうで、何かご質問はございませんか。

堀家委員

この前に言っていた賃借料の件で出してくれた資料がこの資料だと思うのだが、農地機構に貸す場合、基本的には0円でもかまわないのか。

局 長

それはかまいません。双方の話し合いで決めていただいたら結構です。

堀家委員

農業委員会として、ただの方がよいならば関与して、使用貸借を勧めているというようなことはないのか。

局 長

賃借料は双方の話し合いで決めるものであり、農業委員会として使用貸借を勧めているというようなことはありません。ただ、途中で解約する場合の解約の手続きに関しては使用貸借の方が簡単であります。

堀家委員

わかりました。

会 長

他に何かありませんか。

(意見・質問なし)

会 長

何もないようですので、それでは、これで11月の農業委員会総会（定例会）を終了いたします。どうもありがとうございました。

閉会時刻 14時00分 終了